

太陽光発電設備等共同購入事業に係る仕様書

1 事業の趣旨・目的

温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組みの一環として、太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業を実施する。

本事業の展開により岐阜県内の一般家庭に太陽光発電設備及び蓄電池の導入を促進し、再生可能エネルギーの一層の普及に取り組んでいく。

2 事業名

太陽光発電設備等共同購入事業

3 協定期間

協定締結日から令和6年6月30日(日)まで。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による連携協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続することとし、以後も同様とする。

4 業務の内容

(1) 事業スケジュール (目安)

- | | |
|----------------------|---------|
| ① 購入希望者の募集開始 | 令和5年6月頃 |
| ② 施工事業者の選定 | 令和5年6月頃 |
| ③ 購入希望者の募集終了 | 令和5年9月頃 |
| ④ 購入希望者への購入意思の確認締切 | 令和5年9月頃 |
| ⑤ 太陽光発電・蓄電池の設置工事完了期限 | 令和6年6月頃 |

※ 資源エネルギー庁の審査による遅延や購入希望者との調整に時間を要したなど、やむを得ない理由により期限までの設置工事の完了が困難な場合は、設置工事完了予定時期を県へ報告し、了承を受けた上、購入者へ説明を行うこと。

※ 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する場合には、事業実施年度中に事業計画の認定取得可能なスケジュールとすること。

(2) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。

ウ 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「コールセンター」という。）を設置するとともに、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。

エ 施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認する業務責任者を選任すること。業務責任者は、その安全性、確実性を担保する必要があることから、専門的な知見を有する者とする。

オ 実施体制について、統括責任者、業務責任者及び担当等の人員体制と、それぞれの経験、資格等を記載した実施体制表を提出すること（任意様式）。

(3) 購入希望者へ提供するプラン作成及び見積書の提示

ア 購入希望者へ提供するプランは、「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備及び蓄電池」及び「蓄電池」の3プランとし、太陽光発電設備及び蓄電池の種類、性能等を提示すること。

イ 各プランで対象とする太陽光発電設備又は蓄電池は、日本産業規格、あるいはこれと同等の民間規格等に準ずる製品であること。

ウ 本事業の実施を告知する広報物や、購入希望者を募集する広報物に県及び事業実施者の責任の範囲について明記すること。広報物への記載内容については県と協議の上、決定すること。

エ 購入希望者が設置を予定する建物、用地等の状況を踏まえて作成した概算見積書を購入希望者へ提示し、詳細な見積書の提示を希望するか確認すること。なお、概算見積書の提示の際は、購入希望者が購入の判断ができるよう配慮すること。

- オ 購入希望者が詳細な見積書の提示を希望した場合、購入希望者に係る必要な情報を施工事業者へ提供できるものとし、施工事業者は調査を行ったうえで、購入希望者へ詳細な見積書を提示すること。
- カ 個別の見積書の提示に当たり、契約内容等について、施工事業者は購入希望者へ十分に説明を行い、最終的な購入意思の確認をすること。また、その際、施工事業者又は事業実施者から購入希望者に対し、自然災害補償や施工保証、住宅リフォーム瑕疵保険の加入等について、内容をよく説明したうえであつせんすること。
- キ 事業実施者は、購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるよう、必要なサポートを行うこと。

(4) 広告宣伝、購入希望者の募集

- ア 県民等に対して、SNS・オンライン広告等効果的な広告宣伝を行うこと。
- イ 具体的な広告宣伝の内容については、県と協議の上、定めるものとする。チラシ等の電子データはいずれも二次利用が可能なものとする。
- ウ WEB広告、自治体広報誌等、県が広告枠を確保する媒体への掲載素材を制作すること。その他、県が有する広告媒体を活用する場合には、広報用の資料等を提供し、募集広告を掲載すること。
なお、デザインに係る経費は事業実施者の負担とする。
- エ 報道機関等から取材の申込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得ること。
- オ 購入希望者の募集期間中において、本事業に関心のある県民等に対して説明する機会を設けること。

(5) WEBサイトの構築及び運営

- ア 本事業に係るWEBサイトの構築、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ WEBサイトを使用して購入希望者及び施工事業者の受付を行うこと。
- ウ WEBサイトの構築、運用、メンテナンスを行う場合は、万全のセキュリティ対策を講じること。
- エ WEBサイトは、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について報告すること。
- オ WEBサイトのアクセシビリティについて、JIS X8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）の達成基準に対応させること。

(6) 施工事業者の公募及び選定

- ア 事業実施者は、あらかじめ設定する入札参加要件に基づき、施工事業者を募集すること。なお、事業実施者又は事業実施者と資本・人的関係のある事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。
- イ 入札の実施については、県入札参加資格者名簿（建設工事業又は電気工事業）に登載の事業者に周知すること。
- ウ 入札参加要件の詳細については、県と協議の上、決定すること。
- エ 入札参加要件を満たした業者により入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。なお、最も安価な入札を行った事業者と同一の価格により業務履行が可能な入札参加事業者が存在し、その必要性が認められる場合には、県との協議により複数の施工事業者を選定することができるものとする。
- オ 入札価格については、施工費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用とし、一般送配電事業者に対する系統連系申込、再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定申請に係る費用を含むこと。
- カ 施工事業者の入札参加要件には、次の内容を含めること。また、岐阜県内の事業者の参加に配慮すること。
 - (ア) 経営実績が健全であること
 - (イ) 契約履行能力があること
 - (ウ) 施工瑕疵責任に関する保険に加入していること
 - (エ) 施工に関する損害への保険に加入していること
 - (オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）

以下同じ。)でないこと

- (カ) 関係法令を遵守すること
- キ 落札者及び落札価格を速やかに県へ報告し、公表すること。
- ク 事業実施者は、施工事業者との間で本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約を締結すること。また、契約書には次の内容を明記すること。
 - (ア) 契約当事者について
 - (イ) 委託内容について
 - (ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて
 - (エ) 設置工事期限
 - (オ) 個人情報保護及び守秘義務
 - (カ) 事業実施者と施工事業者間の契約不履行による解除または解約の扱いについて
 - (キ) 規定外事項について、誠実に協議する旨の条項を入れること
 - (ク) 関係法令の遵守
 - (ケ) 事業実施者と施工事業者間の責任の区分を明確にすること
 - (コ) 施工事業者が選定基準を満たしている事業者という旨記載
- ケ 選定された施工事業者は、引き渡し時において、設置した機器の取扱い説明（通常時・停電時）、保守点検及び廃棄に関する説明を行うこと。
- コ 事業実施者は、本事業の実施に際し、事業実施者の責めに帰すべき事由により県、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- サ 事業実施者は、施工に関する苦情の申し立てやトラブル等が発生した場合は、施工事業者が誠意をもって対応するよう働きかけるとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、事業実施者へ報告させ、施工事業者と連携して対応すること。
- シ 施工に関する苦情の申し立てやトラブル等が発生した場合は、速やかに県へ報告すること。
- ス 施工事業者の落札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

(7) 問合せ対応

- ア 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターを設置するとともに、円滑な運用を図ること。
- イ 本事業に関する問合せ及び苦情の申し立てについては、全てコールセンターで対応すること。
- ウ コールセンターで問合せ及び苦情の申し立てへ対応する者への業務研修を行うこと。
- エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- オ 県に対して問合せ及び苦情の申し立てがあった場合は、速やかにコールセンターが対応を引き継ぐこと。
- カ 問合せ及び苦情の申し立てが発生した日時、場所、内容等を記録して、県へ報告すること。
- キ 契約後に施工事業者が倒産した場合にあっては、県民からの求めに応じて、事業実施者が工事引継事業者をあっせんすること

(8) 太陽光発電設備等の施工監理・検査

- ア 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、必要に応じ、指導及び是正指示を行うこと。また、県からの是正指示依頼についても、事業実施者が施工事業者へ指導及び是正指示を行うこと。
- イ 施工を監理する者として、下記の条件を満たす者を選任すること。
 - (ア) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること
 - (イ) 太陽光発電システムの施工業務に従事した経験があること
 - (ウ) 蓄電池システムの知識を有すること
 - (エ) 業務の実施について専門的な知見を有すること。
- ウ 第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。
- エ 第三者機関は次の要件を満たすこと。
 - (ア) 太陽光発電設備、蓄電池について、点検及び検査業務を行っていること
 - (イ) 事業実施者及び施工事業者と利害関係にないこと

(ウ) 検査実施者は建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者であること。

(9) アンケート調査

ア 購入希望者等を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケート回収率を上げる取組を実施すること。

イ アンケート内容については、県と協議の上、決定すること。

ウ アンケートの分析結果は、個人を特定できない形で県に共有すること。

(10) 本事業の収益

事業実施者の収益は、施工事業者から得る契約件数等に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は、施工事業者において軽減されたと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

(11) リスク管理について

本事業の実施に当たっては、事業実施者が全ての責任を負うこととし、県、施工事業者、購入希望者等本事業の関係者に対して、社会的、経済的な不利益を生じさせることのないよう未然防止を図るとともに、適切に対処すること。

5 事業実施体制

(1) 事業計画書の提出

協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、事業を実施すること。事業内容について、実行性のある内容を具体的に示した事業計画書を県に提出すること（任意様式）。

(2) 実施体制表の作成

本業務の実施体制（従事者の名簿及び役割分担、委託先（予定）、委託内容などを含む）を示す実施体制表を作成すること。

(3) 実施スケジュール

各月における業務計画を明示した実施スケジュールを作成すること。

(4) 進捗状況の報告

4に示す各業務の進捗状況について、岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課へ適宜報告すること。なお、報告方法については県と協議の上、決定すること。

6 実績報告

事業実施者は、協定期間内(毎年度3月31日)に、業務実績報告書（任意様式）を岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課へ提出すること。提出は電子データとする。

また、チラシ等広告宣伝に係る作成物及びその電子データ、アンケート等の集計結果についても提出すること。

7 著作権の譲渡等

成果物に関する所有権は、引渡時をもって岐阜県に帰属するものとする。著作権等については、別記1「著作権等取扱特記事項」によるものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

事業実施者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

事業実施者は、事業実施者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要な業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) セキュリティ対策

事業実施者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

事業実施者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記3「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

事業実施者は、事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、事業終了後も同様とする。

9 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

事業実施者は、業務の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は業務の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

事業実施者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

10 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 事業実施者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業実施者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、県は協定の解除ができる。この場合、県、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、事業実施者はその損害を賠償しなければならない。

なお、次期事業実施者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び事業実施者双方の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業継続の可否について県及び事業実施者が協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

なお、協定期間終了若しくは協定の取消しなどにより次期事業実施者に事業を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

11 その他

(1) 本事業に関する内容については、本仕様書によるほか、事業実施者の提案内容に従い、協定締結後詳細な打ち合わせにより、県及び事業実施者双方合意の上、決定することとする。

(2) 本仕様書に明示なき事項、又は疑義が発生した場合は、県及び事業実施者が協議することとする。

(3) 印刷物は、原則として岐阜県環境物品等調達方針に適合すること。ただし、在庫等の制約から岐阜県環境物品等調達方針の判断の基準等を満たす印刷用紙等の入手が困難な場合は、県と協議の上、決定すること。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 仕様書本文中の6に示す成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は事業実施者に帰属する。
- 2 成果物に係る映像、原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は事業実施者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る事業実施者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために事業実施者が提供した成果物に係る映像、原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る映像、原稿、原画、写真その他の素材（以下「成果物等」という。）の著作権が帰属している場合には、事業実施者は、あらかじめ事業実施者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を事業実施者に譲渡させるものとする。
- 一 事業実施者の従業員
 - 二 本件協定によって実施される業務の一部が委託される場合の委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、手数料額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 県は、成果物等が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物等の内容を事業実施者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物等が著作物に該当する場合には、事業実施者が承諾したときに限り、既に事業実施者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。
- 2 事業実施者は、成果物等が著作物に該当する場合において、県が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、県は、成果物等が著作物に該当しない場合には、当該成果物等の内容を事業実施者の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 県は、成果物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 県は、成果物等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ事業実施者の承諾を得るものとする。

(保証)

- 第4 事業実施者は、県に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本協定による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって事業実施者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 事業実施者は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 事業実施者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 事業実施者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、事業実施者は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業実施者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 事業実施者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 事業実施者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 事業実施者は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 事業実施者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。

- (2) 本業務を処理することができる機器等は、事業実施者の管理に属するものに限定するものとし、事業実施者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等事業実施者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 事業実施者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、協定の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委託)

- 第10条 事業実施者は、本業務を一括して第三者に委託してはならない。また、本業務の一部を委託する場合は、県への報告を必要とし、委託ができるのは、原則として再委託までとする。
- 2 事業実施者は、県に委託の報告をする場合は、委託する理由及び内容、委託先事業者の名称及び所在地、委託先事業者において取り扱う情報、委託先事業者における安全確保措置の実施方法、委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
 - 3 事業実施者は、県の承認を得て本業務の一部を委託するときは、委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また事業実施者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、委託先（再委託している場合は再委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
 - 4 事業実施者は、委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 県は、事業実施者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、事業実施者の建物も含め実地に調査し、又は事業実施者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 県は、事業実施者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、事業実施者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

- 第13条 事業実施者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。
- 2 事業実施者は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、事業実施者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 事業実施者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 事業実施者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 事業実施者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく県に連絡し、県からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(誓約書)

第16条 事業実施者は、本業務を実施するにあたり、セキュリティ特記事項を遵守することを記載した誓約書を作成し、協定書と同じ印を押印又は署名の上、県に提出しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 事業実施者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 事業実施者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 事業実施者は、この協定による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、岐阜県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

- 2 事業実施者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。
- 3 事業実施者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。
- 4 事業実施者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 事業実施者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この協定による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 事業実施者は、この協定による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 事業実施者は、この協定による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 事業実施者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 事業実施者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業実施者は、この協定による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 3 事業実施者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取

扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第8 事業実施者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 事業実施者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 事業実施者は、パソコン等に記録されたこの協定による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 事業実施者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 事業実施者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 事業実施者は、この協定による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 事業実施者は、この業務による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

2 事業実施者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、事業実施者は、再委託の相手方にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、事業実施者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 事業実施者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 事業実施者は、この協定による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。

6 委託した事務をさらに委託すること（以下「再委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再委託を行おうとする場合には、事業実施者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 委託先における再委託の相手方の監督方法
- 8 事業実施者は、県の承諾を得て委託を行う場合であっても、委託の内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第12 事業実施者は、この協定による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第8に準ずるものとする。
- 2 事業実施者は、派遣労働者にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、事業実施者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

- 第13 県は、事業実施者がこの協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、事業実施者に報告を求めること及び事業実施者の作業場所を立入調査することができるものとし、事業実施者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

- 第14 事業実施者は、この協定による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 事業実施者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 事業実施者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（協定の解除）

- 第15 県は、事業実施者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この協定の全部又は一部を解除することができる。
- 2 事業実施者は、前項の規定に基づく協定の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

- 第16 事業実施者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。